

テールゲートリフター特別教育講師養成講習費用助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、テールゲートリフター特別教育講師養成講習（以下「特別教育講師養成」という。）を受講して資格を取得した場合の受講費用の一部を助成することとし、テールゲート操作を行う荷役作業に就労する従業員が安全な作業方法を身につけるための特別教育の実施を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(助成対象機関)

第3条 助成対象機関は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会千葉県支部（以下「対象機関」という。）とする。

(助成対象)

第4条 助成対象は、以下のとおりとする。

- 1) 令和5年4月1日から令和6年3月末日までに、千葉県内の営業所に勤務する従業員が対象機関で特別教育講師養成を受講し、資格を取得したものとする。
但し、新規入会事業者は、入会日から令和6年3月末日までに受講したものとする。
- 2) 令和6年4月1日から令和7年3月末日までに、千葉県内の営業所に勤務する従業員が対象機関で特別教育講師養成を受講し、資格を取得したものとする。

(助成金額及び助成上限人数)

第5条 助成金額は、1名当たり15,000円とし、助成上限人数は、前条各号ごとに一事業者当たり5名までとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、以下のとおり交付申請するものとする。

- 1) 第4条第1号に該当する事業者は、「令和6年度テールゲートリフター特別教育講師養成講習費用助成実績報告書」により、令和7年2月6日午後5時までに申請を行うものとする。なお、郵送による申請の場合は、令和7年2月6日必着とする。
但し、申請には千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

- 2) 第4条第2号に該当する事業者は、対象機関へ助成金額を差し引いた額を支払うこととする。
2. 前項各号は、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

(助成金の交付)

第7条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、次のとおりとする。

- 1) 前条第1号に基づき助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとし、交付日は別表に定める。
- 2) 前条第2号に基づき対象機関から受診者の報告があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
 - 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

(附 則) 本要綱は、令和6年4月1日より実施する。

【別表】申請受付日別助成金交付日

申請受付日	交付日
6月～7月	当該年度 9月末
8月～10月	当該年度 12月末
11月～12月	当該年度 2月末
1月～2月	当該年度 3月末